

仕 様 書

1 業務名

有害鳥獣対策検討業務

2 業務の目的

本業務は、近年増加しているエゾシカによる農業被害の低減に向け、課題となっている捕獲したエゾシカの処分ルートの確立について検討するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

(1) 現況調査

ア 有害鳥獣による農作物被害状況

札幌市におけるエゾシカを含めた有害鳥獣による農作物被害状況（農業被害額など）について整理する。調査方法についてはJAさっぽろなど関係機関への聞き取りや、既存資料のとりまとめを基本とする。

イ エゾシカ捕獲頭数および北海道における目標捕獲頭数について

札幌市のエゾシカ捕獲頭数および北海道における目標捕獲頭数について整理する。調査方法についてはJAさっぽろや北海道など関係機関への聞き取りや、既存資料のとりまとめを基本とする。

ウ エゾシカの捕獲体制と処分ルート

札幌市における現在のエゾシカ捕獲体制および処分ルートについて整理する。調査方法については、JAさっぽろおよび北海道猟友会札幌支部への聞き取りを基本とする。

エ 他都市におけるエゾシカの捕獲体制と処分状況

他都市でのエゾシカ処分状況について整理する。浦臼町ジビエ処理加工センターには現地への視察を行うこととする。その他都市における調査範囲は石狩管内とし、調査方法については各自治体への電話等による聞き取りおよび既存資料のとりまとめを基本とする。

オ 国による農作物に係る有害鳥獣対策に向けた取組状況

各種交付金など、国による農作物に係る有害鳥獣対策の取組状況について整理する。調査方法については既存資料のとりまとめを基本とする。

(2) 有効的なエゾシカの処分ルートの検討

札幌市で捕獲したエゾシカの処分ルートについて、他都市への搬出等を含め調査を行い、有効的なエゾシカ処分ルート（案）について整理する。処分ルート（案）

を作成する際には、捕獲・運搬・処理の過程において関係諸法令を遵守していることを確認する。

処分ルートは下記の方法を含んだもので検討し、既存施設を活用する場合、施設を新設する場合の両方を想定する。各々の方法の必要経費、受入可能時期及び受付時間、受入可能頭数等を調査し、メリット・デメリットなどの取りまとめを行う。

- ア 焼却施設での焼却
- イ 埋設
- ウ ペットフード加工
- エ ジビエ処理加工センターでの処理
- オ 動物園での屠体給餌
- カ 減容化施設における処理
- キ その他（委託者が必要と判断した方法等）

また、「ア 焼却施設での焼却」に関しては、市有施設、民間施設において捕獲個体を用いて検証を行う（各1頭を想定）。実施時期については、委託者と受託者の双方が協議のうえ、決定する。

なお、捕獲個体（成獣：雌雄不問）は、受託者が準備することとし、捕獲方法等は受託者で検討し、事前に委託者の了承を得ること。捕獲時期については、委託者、受託者の双方で協議のうえ、決定すること。

※ 想定焼却費用

市有施設：340 円/kg 民間施設：500 円/kg

5 打合せ

計3回（着手時、中間1回、成果品納入時）とする。

6 成果品の提出

本業務の成果品は以下の内容とする（詳細は札幌市と協議すること）。

- 1) 業務報告書：1部
各種調査結果、打合せ簿等を取りまとめた印刷物を提出すること
- 2) 電子成果品：1部（CD-R または DVD-R などに記録したもの）
 - ・ 報告書一式を取りまとめたPDF
 - ・ 上記PDFのオリジナルデータ（Word、Excel、JPEG など）

7 その他

- ・ 受注者は、8月末をめどに中間報告を行うこと。
- ・ 本事業に係る交通費は、受託者が負担すること。
- ・ 本事業で行った捕獲個体を用いた検証による処分費用については、受託者が負担すること。
- ・ 処分ルートの検証等の現地調査を行う際は、受託者の責任において十分な安全対策

を講じ、業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の負担で加入すること。

- 本市の環境マネジメントシステムに準じ、別添「環境への配慮について」の規定に従い環境負荷の低減に努めること。
- 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならず、また本業務で得られた資料及び成果を発注者の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。
- 受託者は、業務の遂行にあたり関係諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。
- 本仕様書に対する疑義が生じたとき、または記載のない事項については、札幌市と受託者の協議によって定めることとする。

環境への配慮について

本業務を行うにあたっては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取り扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。